

令和5年度

“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動

実施要綱

◎ 実施期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

◎ 運動の基本方針

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。
- ・ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察
市町村・市町村教育委員会
山形県青少年育成県民会議

◎ 主 管

山形県青少年育成県民会議

【共催・協賛呼び掛け団体】

<p>【学校関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山形県市町村教育委員会協議会 ○山形県連合小学校長会 ○山形県中学校長会 ○山形県特別支援学校長会 ○山形県高等学校長会 ○山形県私立中学高等学校協会 ○（一社）山形県専修学校各種学校協会 ○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会 ○山形県PTA連合会 ○山形県高等学校PTA連合会 ○山形県私立中学高等学校PTA連合会 	<p>【青少年健全育成関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各青少年育成市町村民会議 ○各地区青少年育成連絡協議会 ○山形県青少年育成アドバイザー協議会 ○山形県子ども会育成連合会 ○ガールスカウト山形県連盟 ○山形県少年補導員連絡会 ○（公社）山形県防犯協会連合会 ○山形県保護司会連合会 ○国際ソロプチミスト山形
<p>【地域関係団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山形県社会福祉協議会 ○山形県民生委員児童委員協議会 ○（一社）山形県老人クラブ連合会 ○山形経済同友会 ○山形県商工会議所連合会 ○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○山形新聞・山形放送 ○(株)山形テレビ ○(株)テレビユー山形 ○(株)さくらんぼテレビジョン ○(株)エフエム山形 ○(株)荘内日報社 ○(株)ダイバーシティメディア ○NCV(株)ニューメディア ○鶴岡市ケーブルテレビジョン

第1 目 的

いじめ・非行は、山形県の将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や誹謗中傷、ICT機器及びSNSの普及によるいわゆる「ネットいじめ」等の新たな問題への対応も求められている。

このため、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組みを大人も共有・共感し、具体的な行動を取ることにつなげていく。

さらに、これまでの取組みを踏まえ、本運動に対する県民の理解を深めるとともに、地域の機運を高め、より一層の運動推進を図っていく。

第2 推進要領

1 推進体制の確立

各地区青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議は、各総合支庁、市町村、各教育関係機関、警察、各青少年育成関係団体との連携のもと、運動推進のための会議を早期に開催し、地域における“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進体制を確立する。

山形県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」という。）は、それら関係機関・団体に対し、取組みの基本的な方向性を示し、密接に連携・協力を行い、県全体の推進体制を確立する。

2 実施計画の策定

推進機関・団体は、本運動の推進責任者を定めて、それぞれの地域または組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図る。

3 広報活動の推進

推進機関・団体は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、運動の重点などを県民に対して周知徹底を図る。

第3 主要事業

1 県民運動・啓発重点期間

7月・8月（青少年の非行・被害防止全国強調月間、“明るいやまがた”夏の安全県民運動と連携）及び11月（子供・若者育成支援推進強調月間と連携）を“いじめ・非行をなくそう”重点運動期間と定め、各地区青少年育成連絡協議会の主導のもと、全ての市町村において、いじめ・非行をなくすための環境づくり、街頭運動、啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

また、同期間を啓発重点期間とし、各市町村の取組みや活動状況について、様々な広報媒体を活用し、強力でPRする。

2 県民運動の展開

（1）小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とする運動の展開

① 県民会議及び県教育委員会は、関係機関と意思疎通を図りながら、児童生徒自らが運動に取組み、いじめ・非行の防止について考える機会を設けるため、全県的な標語募集を実施し、県政広報媒体を最大限活用して広報活動を行い、運動を促進する。また、県民会議は、選抜された優秀標語について表彰を行うとともに、様々な機会や広報媒体を活用し、優秀標語をPRする。

② 各地区青少年育成連絡協議会は、各教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、管内の全小中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に“いじめ”の根絶に向けた標語を募集する。

- ③ 各地区青少年育成連絡協議会は、募集した標語を集約し、地区ごとに審査のうえ優秀作を選抜する。
- ④ 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進
県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、児童生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(2) 高等学校の生徒を対象とする運動の展開

- ① 高校生徒会によるスローガン・ポスター等の作成
県民会議及び県教育委員会は、各高等学校の生徒会等を中心とするスローガンやポスター等の作成を呼びかけ、運動の周知・啓発を図る。
- ② 地域の大人と協働したいじめ・非行防止の取組みの推進
県民会議、県教育委員会及び各学校は、各地域で開催される「児童・生徒と地域の大人の対話会」等に、生徒が積極的に参加できるよう働きかけ、いじめ・非行防止の取組みを推進する。

(3) 地域における運動の展開

- ① 児童・生徒と地域の大人の対話会の開催
各地区青少年育成連絡協議会は、管内の各青少年育成市町村民会議や各学校との連携のもと、児童・生徒と地域の大人が対話をする機会を設けて、児童・生徒と大人の協働によるいじめ防止対策を推進する。
- ② 地域の実情に応じた取組みの推進
地域の推進機関・団体は、各地域の実施計画に基づき、街頭及び学校での啓発活動やいじめ・非行防止のための講習会・懇談会の開催、子どもたちも参加する各種行事の開催等、地域の実情に応じた取組みを幅広く展開する。

(4) インターネット利用に関する研修会の開催

県民会議は、地域の大人による青少年のインターネット利用環境の理解を目的とし、青少年健全育成ボランティアや学校関係者等の指導者を対象に、ネットに起因した被害等の現状やその防止策を学び、安全で安心な利用環境づくりを推進する。

(5) 県内民間企業等と連携した啓発活動

県民会議は、県内民間企業等と連携し、効果的に広報活動を実施する。

3 山形県青少年健全育成県民大会（令和5年10月29日（日））

- (1) 青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認するとともに、優秀標語及びポスターデザインの表彰を実施する。

(2) 青少年の健全育成に取り組む地域の実践者同士が、優良事例の共有化を図りながら「いじめ・非行防止」のあり方を改めて考え、これまでの活動に対する気づきを得るとともに、今後の活動に向けた課題解決に結びつけるため、「いじめ・非行防止セミナー」を開催する。

4 各種広報媒体・グッズによる啓発活動

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」(各市町村(原則隣組回覧)+県民運動共催・協賛団体を中心に配布。年2回作成。)において、県民運動の目的、実施内容について広報し、県民への周知を図る。

また、音源を使用した広報車やシンボルマークの缶バッジ、啓発マグネットシート、横断幕等の啓発媒体を最大限利活用し、地域における普及啓発を一層強化する。

第4 主要推進事項

運動の基本方針	
◎ 学校、家庭、地域が連携し、みんなでいじめ・非行を許さない社会づくりを進めていこう。	
◎ いじめを受けて悩んでいる子どもたちが相談しやすい環境をつくっていこう。	
推進区分	推進事項
学 校	① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えよう。 ② 学校と地域・警察が連携して行う「非行防止教室」等により、児童・生徒の正義感を醸成し、いじめを見過ごさない姿勢を育てよう。 ③ いじめの兆候を見逃すことのないよう、日頃から児童・生徒に対する理解を深め、いじめの未然防止に努めよう。 ④ 児童・生徒に対するアンケート調査や面談を確実にを行い、いじめの早期把握に努めよう。 ⑤ 毎日の授業や様々な体験活動を通して、児童・生徒同士の心の結びつきを深め、豊かな人間関係をつくっていこう。 ⑥ いじめを把握した場合には、組織的に、かつ、迅速に対応するとともに、家庭・関係機関との適切な連携のもと、早期解決に努めよう。 ⑦ 児童生徒がいじめについて相談しやすい体制づくりに努めよう。
家 庭	① いじめは悪いことであり、人として絶対に許されない行為であることを教えると同時に、いじめについて親子で話し合い、十分に理解を深めよう。 ② いじめの兆候を把握した場合は、速やかに学校や警察に連絡・相談しよう。 ③ 家族団らんの会話を通じ、子どもの学校の様子や、子どもの変化の有無を

	<p>把握しよう。</p> <p>④ 地域の子どもたちにも、自分の子どもと同じように声がけしよう。</p> <p>⑤ 子ども会や地域活動、ボランティア活動等多くの人と交流できる社会参加活動に、親子一緒に参加しよう。</p> <p>⑥ 親子でICT機器の使い方について話し合い、家庭でのルールづくりやフィルタリング設定など、ペアレンタルコントロール（保護者による管理）を適切に行うよう努めよう。</p>
地 域	<p>① 地域ボランティアによる街頭運動等を通して、「あいさつ・見守り運動」を行い、地域で子どもを見守り育てよう。</p> <p>② 大人の無関心がいじめを助長します。いじめは、いつ、どこで、どんな時に起こるのか、どうしたらいじめから子どもを守れるのか、みんなで話しあったり、考えたりして、いじめへの関心を高めよう。</p> <p>③ 子どもたちが集まりやすい場所や通学路でいじめを見たら、見て見ぬふりをせず、きちんと注意しよう。 暴力等犯罪につながるいじめを見たら、毅然と対応しよう。</p> <p>④ 子どもは、家庭や地域や学校で必要とされることによって大人になります。地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加させるなど、社会の一員として育てよう。</p>

第5 実施計画の策定と実施報告

1 実施計画の策定

- (1) 市町村民会議は、策定した実施計画(別紙)を令和5年7月7日(金)までに地区協議会に提出し、本運動を推進する。
- (2) 地区協議会は、管内の広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定し、市町村民会議の実施計画書とともに山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課へ令和5年7月14日(金)までに別紙の書面で提出し、本運動を推進する。

2 各関係団体への協力依頼と取組みの把握

- (1) 市町村民会議は、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、管轄警察署等の活動実践者と連携して、各関係団体に対し、実施計画に基づいた運動への協力を依頼する。
- (2) 市町村民会議は、活動実践者や、各協力団体の運動への取組みを把握し、実施計画・報告書を作成する。

3 実施報告書の作成

- (1) 各市町村民会議は、別紙により、運動の実施報告書を作成し、令和6年4月末まで地区協議会に報告する。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果を、市町村民会議の実施報告と併せて、令和6年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に別紙の書面で報告する。

別紙

令和5年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動実施計画（報告）書

団体名_____

1 活動実践者団体名・数（地区協議会における「活動実践者数」は協議会活動への参加者数とする。）

2 活動実践者数

3 協力団体等の団体名・数

4 活動実践者（個人）による日常活動の内容（独自活動を加えて記載）

5 全体及びグループによる組織的な活動

活動の名称	実施場所	実施日時	実施者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

参考資料添付。備考欄には「一斉活動」等を記載。活動実践者団体・協力団体の独自活動を含む。

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。